



大規模な行為以外の行為における工作物の景観形成基準

大規模な行為以外の行為[工作物]

景観形成基準			景観区域				景観軸													
			西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道										
工作物の形態意匠	形態	・周囲の景観に与える威圧感及び突出感を軽減するようなデザインとする。	○	○	○	○	○	○	○											
	壁面	・西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ・工作物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。	○	○	○	○	○	○	○											
	駐車場	・駐車場の構造は、周囲の景観と調和したものとするよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○											
工作物の色彩	<p>・工作物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、工作物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>また、地域に親しまれ景観資源となっている工作物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とし、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等については、こげ茶（10Y R2/1程度）とすることができる。</p> <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR系</td> <td>4～9</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4～9</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・YR・Y系以外</td> <td>4～9</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度を定めない。</p>	使用する色相	明度	彩度	R・YR系	4～9	5以下	Y系	4～9	4以下	R・YR・Y系以外	4～9	2以下	○	○	○	○	○	○	○
使用する色相	明度	彩度																		
R・YR系	4～9	5以下																		
Y系	4～9	4以下																		
R・YR・Y系以外	4～9	2以下																		
素材・材料	・西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。	○	○	○	○	○	○	○												
敷地内の緑	・植栽については、できるだけ道路に面する部分に設置するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○												